



(第1面)

許可番号第00140031799号

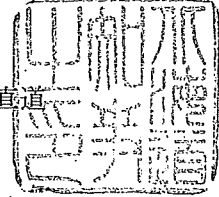
産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道標津郡標津町南六条西一丁目1番12-2号

氏名 東盛建設株式会社
代表取締役 土谷 悠介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和4年(2022年)7月2日
許可の有効年月日 令和9年(2027年)6月2日

1. 事業の範囲

埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着又は混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))。

再生骨材等の製造(破砕(がれき類))。
路盤材等の製造(乾燥・破砕(動植物性残さ(貝殻に限る。)))。
破砕(木くず)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設
第2面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成4年(1992年)6月3日許可の更新
 - 平成7年(1995年)7月10日変更許可(再生骨材等の製造(破砕(がれき類))の追加。))
 - 平成9年(1997年)6月3日許可の更新
 - 平成14年(2002年)6月3日許可の更新
 - 平成16年(2004年)4月1日変更許可(路盤材等の製造(乾燥・破砕(動植物性残さ(貝殻に限る。)))の追加)
 - 平成19年(2007年)6月3日許可の更新
 - 平成24年(2012年)6月3日許可の更新
 - 平成29年(2017年)7月7日許可の更新
 - 平成29年(2017年)10月27日変更許可(破砕(木くず))の追加)
 - 令和4年(2022年)7月2日許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 無

(令和4年(2022年)7月1日許可証交付)
(根室振興局)

施設の種類 がれき類、動植物性残さ（貝殻に限る。）の破碎施設
 設置場所 標津郡標津町字標津456番11
 設置年月日 平成13年（2001年）2月1日
 処理能力
 （がれき類）
 400t/日（8時間） 50t/時間
 （動植物性残さ（貝殻に限る。））
 400t/日（8時間） 50t/時間
 届出受理年月日 平成13年（2001年）4月27日
 受付番号 根環生第39-9号

施設の種類 動植物性残さ（貝殻に限る。）の乾燥施設
 設置場所 標津郡標津町字標津456番19
 設置年月日 平成15年（2003年）9月10日
 処理能力 200t/日（8時間） 25t/時間
 施設の種類 木くずの破碎施設
 設置場所 標津郡標津町字標津456番19
 設置年月日 平成29年（2017年）10月6日
 処理能力 226.4t/日（8時間）
 28.3t/時間
 許可年月日 平成29年（2017年）9月29日
 許可番号 根環生第1981号

施設の種類 安定型最終処分場
 設置場所 標津郡標津町字標津455番5、455番7、456番12
 設置年月日 平成15年（2003年）8月12日
 処理能力 30,322平方メートル、
 122,368立方メートル
 許可年月日 平成14年（2002年）5月14日
 許可番号 根環生第26-1号

施設の種類 保管場所1
 設置場所 標津郡標津町字標津456番20
 面積 720㎡
 種類
 ・がれき類（コンクリートの破片）。
 保管上限 1,307㎡
 高さ 4.0m

施設の種類 保管場所2
 設置場所 標津郡標津町字標津456番11、456番18
 面積 1,200㎡
 種類
 ・がれき類（コンクリートの破片）。
 保管上限 3,507㎡
 高さ 5.0m

施設の種類 保管場所3
 設置場所 標津郡標津町字標津456番20
 面積 1,625㎡
 種類
 ・がれき類（アスファルト・コンクリートの破片）。
 保管上限 4,254㎡
 高さ 4.0m

施設の種類 保管場所4
 設置場所 標津郡標津町字標津456番19
 面積 90.4㎡
 種類
 ・動植物性残さ（貝殻に限る。）。
 保管上限 156㎡
 高さ 2.5m

施設の種類 保管場所5
 設置場所 標津郡標津町字標津456番19
 面積 196㎡
 種類
 ・木くず。
 保管上限 228㎡
 高さ 3.0m

施設の種類 保管場所6
 設置場所 標津郡標津町字標津456番19、456番20
 面積 1,325㎡
 種類
 ・木くず（抜根及び伐木に限る。）。
 保管上限 3,200㎡
 高さ 4.0m

施設の種類 保管場所7
 設置場所 標津郡標津町字標津456番19
 面積 187㎡
 種類
 ・木くず。
 保管上限 281㎡
 高さ 2.4m

